



宮 崎 県 公 報

令和 2 年 12 月 17 日（木曜日）号外 第 39 号

発行・印刷 **宮 崎 県**
宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号

発行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1 年 44,400 円

目 次

	頁
告 示	
○家畜伝染病のまん延を防止するための家畜等の移動及び搬出の禁止又は制限の変更 ----- (家畜防疫対策課)	1

告 示

宮崎県告示第 981 号の 2

令和 2 年宮崎県告示第 945 号の 2（家畜伝染病のまん延を防止するための家畜等の移動及び搬出の禁止又は制限）を次のとおり変更する。

令和 2 年 12 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 禁止し、又は制限する家畜の種類
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体
- 2 禁止し、又は制限する物品
病原体をひろげるおそれのある物品
- 3 禁止又は制限の対象となる区域
 - (1) 移動制限区域
 - ア 川南町川南（竹の天下、野芝原、竹の下上、寺屋敷、下の原上、形山下、竹浜、久保井手、川の上、野々中、道上、下の原、竹の下、孫衛門、駒見、前肥、中猪久保、岩の本、大塚山、尾鼻、明原、形山上、火場川上、岩下、櫻山、家村下段、古場田、宮田下、出口、家村道北、谷の口、久保田、宮の前、家村道南、森ヶ久保、宮田上、古場山、込の口、八幡山、上の原北分、上の原南分、杓袋原、長岡、杓袋畑、前田、新耕原、狐塚下、村上、銀座、久保山、村上迫田、前久保、平下、土尻、東平下、下肥、坂下、名貫）
 - イ 都農町川北（内野川添、白水、宮ノ尾、尾ノ下、黒石、京塚、霜原、山下、大橋本、藤見、平山尾立、下原（その 2）、寺下、平山、大丸（その 3）、大丸（その 2）、平山前田、西ノ郡、平山西肥、山之神、井手ヶ平、川神田、瀬之口、春田、川原田（その 3）、海代、師匠田、北川田、神ノ木戸、口ノ坪、道籠、岡田、鍛冶屋敷、都農上町、都農北町、都農中町、湯ノ元、木戸平、上瓜生、鹿牟田、上田、太田（その 1）、牧川、鼓（その 1）、橋ノ本、荒崎平、馬場口、後牟田、中河原、上助代、都農新町、新別府原、新別府肥、新別府、新別府下原、三日月原、新別府川原、竹ノ下、中肥、川原田（その 1）、篠別府、川ノ上、西ノ下、榎土手、下原（その 1）、湯牟田、朝草原、瓜生尾立、俵石、尾立（その 1）、龍ヶ平（その 1）、立野、駄床、西出口、宮田、大丸（その 1）、水洗、前坂、芋川、相見、上轟前田、後谷、木和田、出ル羽、川原田、川原田（その 2））